

# 近江兄弟社小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

ヴォーリズ学園の建学の精神はイエスキリストを模範とする人間教育で、学園訓は「地の塩、世の光」です。本校では学校生活全般を通して、聖書に基づいた「心の教育」を推進しています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

学校でこうしたいじめを一掃するためには、教職員一人ひとりが、「いじめは全体に許されない」、「いじめは卑怯な行為」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要があります。

本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、県総務課と適切な連携を図り、当該基本方針に基づき、いじめ問題に組織的に取り組みます。

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況と気持ちを理解しながら、その思いを聞き出すまで関わっていくことが重要だと考えます。また、そのことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要とも考えます。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」に則り、保護者、地域住民、児童相談所その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処します。

#### （1）いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものだという認識をもっています。

このことを踏まえ、より根本的にいじめ問題を克服するためには、すべての児童に対するいじめの未然防止の観点が必要だと考えます。

このため、本校では、すべての児童が心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、地域、家庭その他の関係者と一体となって継続的な取り組みを進めていきます。

また、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されないことだ」ということの意味を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己肯定感、社会性、人を思いやる心などを育てていきます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるように、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自身の人権とともに他者の人権をもともに大切にすることができる、実践的な態度を身につけられるよう取り組みます。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を推進を図り、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなど、すべての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを目指します。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しい問題です。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめ問題への迅速な対応の前提であることから、すべての大人が連携し、児童の些細な変化にいち早く気づく力量を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知するよう努めます。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた時どの立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、いじめられている児童にとっては周りに相談しにくいことが考えられることから、児童が安心して相談できるようにするため、教職員は、日頃から積極的に児童に声をかけるなど児童との信頼関係を築くよう努めるとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受けられるようにするため、地域、家庭が組織的に連携・共同する体制を、学校が中心となって構築します。

## (3) いじめへの対応

児童からいじめの相談を受けた段階で、あるいは、いじめの事実が確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があると考えます。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処していきます。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や県総務課への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っていきます。その指導

により十分な効果を上げることが困難と判断された場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関との適切な連携を図っていきます。

このため、平素からすべての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確な対処ができるよう、関係機関との連携に努め、情報を共有する体制を構築します。

## 2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下の通りとします。

### (1) 役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた場合には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な

共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の

体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり、調査を行う。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等により、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

### (2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生活部長、教育相談担当主任、人権教育担当主任、各ホーム主任、スクールカウンセラーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の教職員を加えることとします。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教育経験者など外部の専門家の参加を得るようにします。

### (3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施にあたっては、生活部・教育相談部・宗教委員会と役割を分担し、連携して取り組みます。

また、県総務課と連携を密に図り、指導・助言を受けながら取り組みます。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止のための取り組み

#### (1) いじめについての共通理解

- ・ いじめの原因・背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ・ 校内研修の実施にあたっては、心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用を図ります。
- ・ 発達の遅れが認められる児童に対する理解不足が児童の偏見につながり、いじめの契機となるようなことがないように、子ども理解を深める研修を推進します。
- ・ 平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を交換・共有するよう努めます。
- ・ 全校集会・合同礼拝・賛美礼拝、ホーム礼拝、クラス礼拝、クラス活動、ホーム活動、シンフォニー活動等を通じて、教員がいじめ問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されないことだ」という雰囲気醸成していきます。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 教育活動全体を通じた宗教教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的な態度を養います。
  - ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していきける力や、円滑に他者とのコミュニケーションを図ることができる能力の育成に努めます。
  - ・ キリスト教精神を基に、各礼拝や宗教行事を通して、人権を尊重し、平和を愛する心と人類愛を実践する心を育てます。
- ①合同礼拝、賛美礼拝、ホーム礼拝、クラス礼拝  
聖書、賛美歌に親しむ機会とする。

月曜日の合同礼拝では、教師が年間聖句、月間聖句、各月のテーマに基づいた話を  
す る。

②宗教行事として、花の日礼拝、クリスマス礼拝等に取り組み、奉仕活動を通して社  
会参 加などを奨励する。

(3) いじめが行われなかったための指導上の留意点

- ・ 児童一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ・ 人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長し  
たりす  
ることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

(4) 児童の自己有効感や自己肯定感の育成

- ・ 家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、すべての児童が活  
躍で  
き、自己有効感を高められる機会を多く持つよう努めます。
- ・ 自己肯定感を高めるために、困難な状況を乗り越える体験の機会の設定に努め、仲  
間づく  
りを推進し、協力・協力の力を養います。
- ・ 一つ一つの行事の取り組みを通して、協力・協同により成功の喜びを味わうことが  
できるよ  
うにします。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・ 児童会等の活動により、児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじ  
めの防 止を呼びかけるような取り組みを推進します。
- ・ 教職員は、すべての児童が主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に  
参加 できるよう指導・支援します。

(6) 家庭や地域との連携

- ・ 家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するととも  
に、家 庭訪問、懇談会や学校通信などを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図  
ります。
- ・ 保護者懇談会、P T A 役員会、P T A 行事など場で、いじめ問題について協議する  
機会を設  
けるよう努めます。

2 いじめの早期発見のための取り組み

- ・ 日常的に児童に積極的に声をかけるなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- ・ 休み時間などを含め、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握するよう努めます。
- ・ 定期的に、また必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- ・ 職員会議、成績会議、事例研究会、ホーム部会、主任社会、運営委員会などを通じて、教職員間の情報の共有に努めます。
- ・ 年1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- ・ 家庭訪問・個別面談等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- ・ 教育相談利用、電話相談窓口について、周知します。

### 3 いじめへの対処

#### (1) いじめの発見・通報を受けた時の対処

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたと判断する児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告します。
- ・ 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、校長が速やかに県総務課に報告し、緊密な連携を図ります。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処します。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた児童の立場に立って、受容的に事実関係を聴取します。
  - ・ 家庭訪問等により発覚した当日の内にいじめを受けた時どの保護者に事実関係を伝えま
- す。
- ・ 複数の教職員で当該児童を見守ります。
  - ・ 教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、
- いじめ
- を受けた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導をするなど、いじめを受けた児童が
- 安心し
- て落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ・ 状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門家に協力を依頼します。
  - ・ いじめが解決したと思われる場合においても、継続した見守り等の支援を行います。
  - ・ 聞き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

(3) いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
  - ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安
- 心・安
- 全、健全な人格の発達に配慮します。
- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるととも
- に、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・ いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応にあたるようにしま
- す。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家に協力を依頼します。
  - ・ 児童のプライバシーに十分留意して、対応します。
  - ・ 孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画に
- 基づく
- 指導を行います。
- ・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
  - ・ 教育上必要と認める時は、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒
- を加え
- たり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

・ いじめを見ていた児童に対しても、十分に聞き取りを行った上で、自分の問題として捉える

ことができるよう指導します。

・ いじめをやめさせることは難しくても、決して見て見ぬふりをせず、誰かに知らせる勇気を

持つよう指導します。

・ はやし立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させるようにします。

・ クラス全体で話し合いの場を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であること

を徹底し、いじめ防止に努めようとする態度を育てます。

・ すべての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築することができるよう集団づくり

を進めます。

・ 必要に応じ、クラス・ホーム・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針

や対応について説明し、理解と協力を求めるようにします。

・ クラスの進んだ取り組みは、ホームや学校全体に広げ、再発防止に努めます。

#### 4 ネット上のいじめへの対応

##### (1) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取り組み等

・ 教職員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対

処などに関する研修を実施し、対応力を高めます。

・ 児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り

組みを周知します。

・ 児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。

・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

##### (2) ネット上のいじめへの対処

・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに所轄警察

署に通報して、連携を図って取り組んでいきます。また、必要に応じて法務局に協力を要

請します。

## 5 その他

### (1) 校務の効率化

・ 一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるな

どして、校務の効率化を図ります。

### (2) 学校評価

・ いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、目標がどの程度達成でき

たか評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組んでいきます。

### (3) 教職員の人事評価

・ 日常的に児童理解の状況、いじめの防止等に関する個々の取り組みや組織的な取り組み

等が、適切に評価されるようにします。

## **第3** その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針・年間計画の見直し

・ 策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

### 2 基本方針・年間計画の公開

・ 策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。